

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第六十四号

昭和二十七年六月十日(火曜日)午前十一時五十六分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君 木内 四郎君
委員 岡崎 眞一君 黒田 英雄君 西川甚五郎君 溝淵 春次君 小林 政夫君 小宮山常吉君 田村 文吉君 森 八三一君 江田 三郎君 赤松 常子君 大野 幸一君 下條 恭兵君 油井賢太郎君 木村轄八郎君

本日の會議に付した事件
○國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○連合委員会開会の件
○外資に関する法律の一部を改正する法律案に関する件
○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十三回の大蔵委員会を開会いたします。

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について質疑を行います。外務省から湯川經濟局長、東郷經濟局第二課長さんが見えなくなつております。又理財局長の石田さん、宮川總務課長が見えられておりますから、御質問をお願いいたします。

○黒田英雄君 ちよつとお尋ねしますが、この第二条の「本邦通貨の金額が九百億円に相当する」云々ということですが、これは二万五千ドルが今日の三百六十円で換算して九百億円ということでしょうか、これは今日、今加盟して出すときには、これでいいが、將來為替のレートが変更したような場合には、これは変更ののですか、変らんのですか。こうなつておればこれでいいのですか。

○政府委員(石田正君) これはこの法律の施行の日におけるところの一應為替相場で換算して、そうして契約をされるのでございますから、従いまして將來為替相場が変更いたしました場合には變つて来るということが予想され

ると思ひます。
○黒田英雄君 基金で、アメリカの合衆国のドルで扱つてゐるようなものはいいのですがね、日本の通貨でやつた場合、何割かは日本通貨でやるというのですか、そういうのは日本の通貨は何ですか、日本の日本銀行に保有するようになるのですか、どうなんでしょうか。

○政府委員(石田正君) この日本通貨分につきましては、現金払の僅かな金額と、それから國債を発行する場合と二つあるわけでございますが、現金払のほうは國際通貨基金の名前で勘定が日本の銀行に設けられます。それから國債を発行いたしました場合におきまして分につきましては、その國債は國際通貨基金なり、或いは國際復興開發銀行なりに附屬するものでございまして、それが日本銀行に寄託されておる、こういう形に相成るわけでございます。

○黒田英雄君 それを送金するというようなことはないわけでございますか。
○政府委員(石田正君) そういうことは一応予想いたしておりません。
○木村轄八郎君 ちよつとお聞きしますが、この通貨基金に加入に當つて一体大蔵省はどういう程度のことを考へておるのですか、加入するおつもりなんでしょうか、どの程度のことか、具体的に例をばプラス面はどういう面がプラスになるか、それからマイナス面についてはどういう面がマイナスになるか、その点具体的に一般には何か通貨

基金に入ることによつて、何らか一應國際的に日本の信用というものがそれ確保されるという点は認められると思ひますけれども、何らか非常に何かいいことがあるのか、漠然として考へられておるのですが、具体的に大蔵省としてはどういふことを考へておるか、こういうようなものに加入をして……その点を先ず伺いたい。

○政府委員(石田正君) 國際通貨基金及び國際復興開發銀行へ加入いたしましたにつきまして、別段政府といたしまして、今もお話のありましたような、悪い点はこういう点である、悪い点は……、別段決定をいたしましたわけでもございせん。それから大蔵省におきましても決議をいたしておるというわけでもございせん。従いまして、これから申上げますことは、そういう意味の公的なもので或いはないかも知れませんが、一応考へられておりますことにつきましまして、お話し上げたいと思ひます。根本的な問題といたしましては、日本という國は國際經濟の中において、その交流の中に入つて生きて行かなければならぬ國だということには根本的に考へられなければならないと思ふのであります。そういう場合におきまして、各國が自分勝手なことをやつておる、自分の國に都合のいいことをやつておるといふことであつては、これは困る。やはり國際經濟というものはお互いに協調して行くという上において成立つものであらうというふう

考へておるわけでありませう。そこで開發銀行の構想につきましまして、これは本當に完璧なものであるかどうかということも議論すれば、これはなかなか切りのないお話だと思つておられます。併しなから各國がそれ〴〵この通貨關係におきまして、特に為替の問題につきましては、お互いに協調して勝手なことをしない、お互いにそれ〴〵の特殊事情というものは認め合ふけれども、併し大きく言つて國際經濟が円滑に動くのであります。これは併し改善を要する点はあるかと思ひますが、そういう機運に各國がなるかと思ひますが、それからそういうことが減少するかどうかとは、これは結構なことではないかというふうに考へております。そこで日本といたしましては、當然そういう機運に入つて行くということが日本の大きな國是に合致するということか、これが先ず第一に考へられます。それから具体的な問題としてどうであらうか、いい点はどうかある、悪い点はどうかあるかといふことでもございませうが、この点につきましましては、國際通貨基金のほうは御承知の通り各國がその為替相場を維持し、又國際收支というものを調整して行きます上におきまして、一時的に、短期的に困つた事態が起りました場合には、その資力を供与して、何とかしてそのところをカバーさせて行きたい。そういうことによりまして世界經濟に影響を与えるようなドラスティックな方途に各國が出るこ

- 政府委員 外務省經濟局長 湯川 盛夫君
大蔵政務次官 西村 直己君
大蔵大臣官房長 森永貞一郎君
大蔵省主計局長 河野 一之君
大蔵省理財局長 石田 正君
日本専売公 久米 武文君
社監理官
事務局側
常任委員 木村常次郎君
會專門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
會專門員

とを阻止したいということが根本である。それから国際復興開発銀行のほうは、そういう短期的なものではなく、各国におきますところの何と申しませうか、経済構造と申しますか、そういうものの中に不均衡がある。極端なことを簡単に申上げますれば、先進国、後進国というものがあつた。この後進国の地位というものを上げることによりまして、そうして国際経済というもののうち、幅なりを大きくし、よくして行こうと、こういうのが理想でございます。そこで日本がこの二つの機関に入りまして場合に、幸いにして日本の国際収支というものは、戦後援助等によりまして、どうやら推移して来たわけでありまして、又この獨立を迎えるに当りまして、この一年間というものは援助がなくても国際収支は均衡を保つ、保つどころか、むしろ過剰ができるような結構な状態で推移して行きますが、併し国際間に処して行きます上におきまして、どういふことが将来起るかということは予測すべからざるものがあるわけでございます。これから日本が国際経済に処して行きます上におきまして、将来不測な事態が起り、困る事態が起つたという場合には、その援助を求め得るような途があつてあるということとは必要なことであらうかと思つてあります。国際通貨基金へ加盟するところの端の利益というものは、今すぐ金を借りよう、資金を得ようというわけではありませぬ。そういう困つた事態が起つた場合に借りられる、頼りになるものが一つあるということとは、これは必要なことであらうかと思つておるのであります。それ

から国際通貨基金に關連いたしまして、では入つたために都合が悪い点があるかという、先ほど申しましたところと關連いたすのでありますが、勝手なことではできないということであらうと思つてあります。これはその中で大きな面が二つあつたかと思つてます。一つは為替相場の変更についての制約がある。この点につきましては、週日小林委員から御質問がありまして、その制約の程度というものについては、お話し申上げたつもりであります。それから為替管理の点でございますが、この点につきましても、これは為替管理を撤廃いたすということと理想としております。その点において日本が将来の為替管理をやつて行きます上において、やはりこの国際通貨基金というものに話合をして行かなければならぬ。その制約が起つて来るであらうということが考えられるわけでございます。そういう点が都合が悪いであらうかというところの直接のものとして考えられますが、大局的に考えますと、日本がそういう制約を受けることは、ほかの国が制約を受けるといふことで、制約を受けるといふことは非常に感ずるよりもむしろ一つの枠というか、国際経済を動かして行く上において、こういうことが適當であらうか、一つの規則だと思つておられるべきものであると思つておるのであります。そういういたしますならば、その制限というものは、勝手のことができないという意味においては制限でありますけれども、併し国際経済がうまく動いて行く上においては必要な規則であるかと思つておられるならば、これは当然そういう規則を守つ

て行くべきではないかというふうに考へるのであります。それから次に国際復興開発銀行のほうの關係でございますが、国際復興開発銀行に加盟いたしますためには、特段の日本が制約をこうむるということも私どもはないと思つております。むしろこれは日本がこの機關を通じて、借金をすることが適當であるかどうか、借金をすることができるとかどうかと、こういう問題であらうかと思つてあります。日本が若し借金をするとして、そうして或る特定の目的のために低利な長期資金を使つて、そうして日本経済の将来の改善される基礎を開くならば、これは結構なことではないだらうか。但しこれは資金力に限度のあることであつた。ほかの国も借りたという希望も多岐にわたりますから、どの程度まで借りられるかということを含めてかかることもできませんし、又こちらだけでかかつかつても、それは一つの胸算用過ぎないもので、どれだけ借りられるかという問題であらうと思つてあります。そういう性質のものである。これも先ほど申しましたように、日本の為替資金のいゝときに入つたほうがいいのではないかと、かように考へておる次第であります。

○木村禮八郎君 大体考へ方はわかりましたが、差当つてすぐ金が借りられる、こういう気持よりも将来に備えて入つておいたほうがいい、こういう意味に解せられるのですが、そこでこの通貨基金及び開発銀行ができた当時と、それからその後の實際の実績がわかつて来ておるわけで、これについては、いろいろ國際的にも批判がありま

す。併しながら私は入るのが悪いというわけではない。十分そういう問題点を把握しておく必要があるのではないかと思ふのです。これに入れれば何かいふことがあるんだ、そういうふうな期待で入るんでは、これはとんでもない話なんであつて、実はこれへ入るにについては相当大きな問題があると思つてます。入ることについて、さつきマイナス面ということもありましたけれども、相当日本の今後の経済政策がそれで制約されるわけでは、自由で為替を変更できない、一割以内に限つては変更できませんが、それ以上できないということになる、これはイギリスのほうでもちよつと問題になりましたけれども、いわゆる雇用政策でも、その他の政策でも、その国が自由にやることのできない、こういう問題があると思ふのです。そこで一番何といつても問題になるのは為替レートの問題だと思ふ。この為替レートは一体これから協定するのかがどうか、どういふふうにきまるとか、この三百六十円でそのままきまるとか、その点について伺いたいと思ふ。

○政府委員(石田正君) これは為替レートの問題につきましては、國際通貨基金に日本政府が加盟いたしました後において平価の相談をいたしました。そうしてきまるといふのが筋でございます。それから日本政府といたしましては、三百六十円というところの、まあ対米基準、そうしてこれを基礎にして平価をきめようという意図は變つておりませぬ。又現在におきましては、それを變えようという意思は毛頭ないかと申上げてよろしいかと思つてあります。それから先方はどうであるかと

うものは単に未開発国を開発するとい

うだけでできているのではなくて、こ

の国際通貨基金と密接不可分の関係が

あるわけですね。それは結局この為替平

価にやはり問題がある、為替平価のき

め方。それで当初不意に平価をきめ

て、あとほうへで平価の変更を余儀

なくされた、その後の経過を見ます

と……。そこでこの為替平価をきめる

に当つてはよほど慎重な態度をとらな

ければならぬ、そういう意味でこの三

百六十円という、今、日本が対米為替

相場をきめておるから、それで漫然と

入る、それで為替平価をきめて行くん

だ、こういうのでは私は頼りないん

で、又仮に三百六十円で為替平価をき

めるとしても、そこに将来これを維持

し得る自信があるかないかについては

相当私は検討すべきものだと思う。た

だ今臨時的に朝鮮動乱、或いは特需、

或いはアメリカ軍、外国人の国内消費

等で外貨がまよつたままておるから、

日本は外貨ポジションがいんだ

から、三百六十円を維持できるんだ、

こんな漫然たる考えで、やはり三百六

十円に為替平価をきめるという、日本

政府がそういう考えであるということ

についてはよつと慎重に考えるべきだ

と思うのです。為替平価の問題につ

いて、私は国際開発銀行に加入する、或

いは国際通貨基金に加入する場合に一

番の問題点は、この為替平価の問題で

す、何と言つてもですね。これがきま

つてしまつてあとで日本の経済政策に

ついては自主性がなくなるといふこと

になつたのでは困るから、よほど慎重に

考へて頂きたい。それで今現在いわゆ

る購買力平価はどのくらいですか、対

米で……。幾らぐらいと大蔵省は見て

おられますか。

【委員長退席、理事大矢半次郎君

委員長席に着く】

○政府委員(石田正君) 今お話の中で

国際通貨基金といふものを作るときに

相当問題があつたから、そこでイギリ

ス側の主張に基づいて復興開発銀行が

できたのではないか、これはいささか私

たちと見方が違つておるのではないか

と思つておられます。御承知の通り

国際通貨基金ができません場合に英米

間において考え方が違つておつた、そ

れは事実だろつと思つておつた、そ

の妥協といふものをどこに求められた

かといふと、三十二億五千万ドルとい

うような大きな借款、そういうことに

よつて妥協されたと思つておつた。大

体国際通貨基金と国際復興開発銀行とい

ふもの、これは特に後者につきまして

は、イギリス側ではなくて、アメリカ

側の構想があつたといふのは当然であ

ると思つておられます。何故ならば、こ

その当時におきまして、資金的に他国

を援助するような地位にあつたとい

ふものは、これはイギリスよりもむしろ

アメリカである、これはその後の経過

におきまして実証されておるわけ

です。要するにこれは短期の為替資金の

移動なり、或いは短期の為替相場とい

ふものを成るべく激動しないようにし

たい、これが国際通貨基金の目的であ

りまして、要するに貿易とか、或いは

短期の經常取引といふものを行なつて

おるところの共同利害にマッチするゆ

えんである、こういうところに国際通

貨基金のあれがあるだらうと思つて

おつた。併し短期の国際的なこのファンク

ションといふものが仮にうまく行くと

いたしましても、根本的なことによつ

て経済構造が違つて行かないの

ではないか、結局強いものは強くなり

つ放しである、弱いものはますます弱

くなりつ放しであるといふところにこ

の国際復興開発銀行といふものの設立

された趣旨があると思つておつた。国際通

貨基金と言ひ、国際復興開発銀行と言

ひ、これは両方とも意味が同じもので

あらうと思つておられます。両者を

通じて問題の焦点が平価にあるんだと

いふような見方は、平価を対象とした

ものだと思つておられます。因縁から見ま

して、平価を中心にしてこの二つの機

関ができたといふふうには必ずしも考

へなくてよいのではないか、かよう

に考へる次第でございます。それから

この国際通貨基金ができました当初に

おけるところの平価、これは戦争を経

ておつたところの終戦直後にお

きまして、この当初の開発銀行にお

きましては、為替平価といふものが昔

のままを踏襲して行われたわけであり

ます。従いまして、それがその後の情

勢に応じて何らかの調整が必要であら

うといふことは当初から明らかであつ

た。私は思つておられます。併しそ

うかといふことは、どういふふう

に新らしい平価といふものが急にきめ

得られないといふことになれば、やは

り暫定的に現在行われておるところの

平価を調整せざるを得ない、そういう

事情があると思つておられます。従

いまして、その後におきましても平

価の変更といふものが行われて来た、

かように考へるものであります。その

後まあと現在まで相当の時日を経過

しておるわけでありまして、その

中間の入りつた国はございまして、

これは国際経

済といふものがいささかも落着き

がない、非常に混乱しておる状態の中

においで行われたものにつきまして、

その後非常に変更がありました。併し

それであるからして日本の場合は必ず

ず平価は変更しなければならぬとい

ふのが当然であらうかと思つてお

られます。日本の三百六十円という

ものが、終戦直後の平価をそのまま

やつておられるのではないかと、こ

こに出て来たところの相場ござい

まして、その相場の、すぐ終戦直後

ありましたような、ほかの国の平

価といふものと比べて見て、そう

してこれは必ずしも変更しなけれ

す。そこでもつと自主的に考える必要がある、そこでもあ基金に入るについても、一%から一〇%の幅については、これはもつと拡げるといふ意見もあるのです。これは入つた場合、日本としてはただそれと入れてもらつたのだから、有難いので黙つておろすのか、それともこの国際通貨基金については、或いは国際開発銀行については、もつとこれが活潑に、フアンクシヨンのように積極的に意見を述べるとか、何とかするとか、或いは又今の為替平価のきめ方について、いろいろ又意見を持つて入るのですか。それから又もう一つ取引相場の問題です。取引相場については、今一%以内をきまつておろすわけです。これをいわゆる一〇%に拡げるといふ意見もあるのです。これだと日本政府としては、どういふふうにか考へるのか、やつぱり拡げたいのじやないかと私は思ふ。取引相場についてはどういふふうにか考へておろすか、そういう点について伺ひたいのです。

○政府委員(石田正君) 国際通貨基金協定におきまして、一%の範囲、一〇%の範囲でありますならば、大体通貨基金としてはいいのではないかと、それ以上のものにつきましては意見を言うことができませんが、併しこれは国際通貨基金が必ずしも反対するといふものでもございませぬ。それからして又反対する場合もあろうといふことであらうと思ひまして、為替相場の問題は規定の問題より運営の問題ではないか。それから今自主性のお話がございまして、自分のほうか自主性を持つといふことは結構でございますが、併し今度相手の国も考へて行かなければなら

んと思ふのであります。日本政府がよその国といふ／＼な取引をいたします場合におきまして、どんなものになつてしまふのかわけがわからんのか、何らの安定感がなくしてわからん。そういうのが大局的においていいのか、或いは或る程度の安定感を持つたほうがいいのかといふことは問題じやないかと思つておられます。それから一%のお話がございまして、これは又一%の見方であると思つておられます。私は、私見に耳するかも知れませんが、国際通貨基金といふものの、先ほどちよつと触れたのでありますが、国際通貨基金の今の現在の協定そのものが一番いいとか、理想的であるとかといふようなことは、必ずしもないのではないかと。率直なことを申し上げますれば、まあまあといふところですね、ものによつて、今の現在の下においてはベストになつておるかと思つておられます。なぜかと申しますと、先ほどから御指摘がありましたやうな、いろ／＼な困りの、違つた国の思想が調和してきておらんといふことは言へると思つておられます。右の考へ方を必ずしも結びつけてごぢないものにしてしまつておられるかと思つておられます。他方におきましては、非常に伸縮性にとんだ制度がいいといふことでも、これはあり得ると思つておられます。どちらがよろしいか、ぐらつておりましたは、なか／＼きめられない問題であらう。その金平価といふものを一応きめておくが、併し一〇%の範囲内ならば大体自主的なものは認められるが、それ以上のものについては規制を加えようといふところに落着いて来て

いるのじやないかといふふうと思つておられるのであります。それから御承知の通り現在の状況におきましては、これは為替相場といふものは国家も一つのものをきめまして、それを固執いたしておられます。要するに何と申しますか、自由為替市場といふものを想定いたしまするようになりますれば、又非常に違つた形になつて来ると思つておられます。又自由為替市場でなくとも、もつと一層自由な状態といふものが出来れば、又違つた形も出て来るのではないかと、それらのものはそういう情勢と腕み合はせて考へるべきであつて、ただ実際としてどうであつたほうがいいとか、ああであつたほうがいいとかといふことにはなか／＼行かない。やはりこれは将来はどういふふうにか考へるかはまだ／＼或る程度考へ方のほうかいいじやないだらうか、かような考へを持つておられます。

○木村謙八郎君 これはまあ為替基金なり、国際開発銀行のできた経過を考へれば、これは何といつてもアメリカの指導の下に、国際経済を安定させようといふ線が非常に強く出ておられると思つておられます。それで例へばこういふ見方もあるのです。アメリカが個々に最初投資するよりも、こういう国際機構を通じて投じたほうがアメリカは安全である。こういう考へ方もあつた。国際的にはそれで我々がここでこの問題を考へる場合にしつかりしておかなければならぬことは、ここに入ることによつていろ／＼なアドヴァイスを受けられることはいいのです、いろ／＼なアドヴァイスもあると思つて、いろ／＼な資料も得られますし、非常な便利もある

のですが、その範囲です、いろ／＼なアドヴァイスに混つて、国内のいろ／＼な政策に好意的にアドヴァイスして、それが干渉したいなことになつては困る。そういう点は十分しつかり考へておかなければならない。そういう点どういふふうにか考へておられますか。やはり私が憂へるのは、何か今度の講和を機会にここに入るのには有難いのであるけれども、いい加減な考へで行つてはいけなないので、こういう経過から見ても、イギリスあたりでも、これはお読みになつたかも知れませんが、れども、コールドが書いておられるものは、現在、将来の二つを見ておられるのです。自分の国の経済事情といふものについて非常に深刻に考へておられるのです。

【理事大矢半次郎君退席、委員長着席】  
コールドはやはりこういうものか加入することによつて自分の国の経済政策の自主性がなくなるかといふことについては非常に深刻に考へておられるのです。その点漫然とこれに入つたら何かいいことがあるだらうといふことでは入りません。勿論今のお話ではそういうことは考へておられません、もつとしつぱく考へておられる、これはわかりましたけれども、一般的に何かいふことがあるのではないかと考へておられるのであつて、入つたのちにおいての日本経済の自主性がなくなるかといふことは極言かも知れませんが、相当制約されることについては十分これを念頭において、私は入るにたいしてそういう心構へを持たなきやならぬと思つておられます、その点については石田さんに言うといふより、一般にそういうふうな点について訴

えたいと思ひまして、たま／＼石田さんが答弁に當つておられるので、石田さんを対象にしてそういうことを述べているのですけれども、政府としてもそういう点について十分考へる必要があるのではないかと、その点について伺ひたい。石田さんにも御答弁を伺ひたい。外務省では湯川さんからもそういう点について、その加入に當つて一体どういふ心構へを以て加入を考へておられるか、その点を併せて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) これはこういう国際通貨基金ばかりではございませぬが、一般に国際機関に加入するといふことは、その加入する国の自主的選挙に基いて加入すべきものだと考へておられます。といふことは、自分の国の立場といふものをよく考へて然る上において入るべきものである。要するにお祭騒ぎで入るべきものではないといふ感じを私個人としては持つておられるのであります。国際通貨基金に入るためのこの法案を出しておられますゆへにも、そういう見地から考へておられるわけでございます。ただ私がここで心配いたしまするのは、やはり国際社会といふものは理解と協調といふことが基本であらうと思ひますし、このために努力しなければならぬと思ひます。自分勝手なことをやつておればよろしいのだ、そういうことでは国際社会といふものは成り立たないだらうと考へておられます。結局先にも申しましたが、問題になつて来るのでありまして、この人々のためにありますところのものが要するに自主性を喪失するものであるといふことになるなら、これは入らん

四

ほうがいいだろうと思ひますし、併し  
そうではなくて、それが本場のルール  
なんだということになるならば、そう  
いうルールを自分も守り、人にも守つ  
てもらふということが大切なんではな  
いかと思ひます。かように考へてお  
ります。極めて抽象的なことに相成りま  
す。これは現実の問題を見て考へて  
いるわけであり、現実的な問題  
につきましても、本場にその国がちや  
んとした経済的に見まして筋の通つた  
ことをやつているものについて、それ  
が困るといふ場合と、それからして経  
済的に言つて減茶苦茶なことをやつて  
いる、その減茶苦茶なことを補強する  
ためにいろ／＼な対外政策をやるとい  
う場合において、それが国際機関の上  
において障害になるというのでは場合  
が非常に違ふのじやないか、やはり具  
体的にも考へなければならぬのじ  
やないかというふうにはまあ一応考へて  
いる次第であります。

○政府委員(湯川盛夫君) 私も只今石  
田君から御説明のあつた趣旨に全然同  
感であります。要するに一般にいろい  
ろな国際団体に加入しますときには、  
日本の立場をよく考へて自主的に決定  
をいたしますが、その団体に加入しまし  
た際には、今度はその機関に加盟する  
ことによつて生じた義務というものは  
忠実に果たす、こういう建前でもやるも  
のと考へております。

○木村八郎君 まあ政府委員として  
は、そういう答弁をするよりしようが  
ないでしょうが、甘いですが、考へ方が  
甘過ぎるのですよ。まあそういう答弁  
をするよりはかたししようがないだらう  
と思ひますけれども、コールが書いた  
ものに、こう言つてゐるのです。コ

ルは国際通貨基金の問題が起つたとき  
に「問題は、世界全体にとり至上の重  
要性をもつものであり、またそこには  
イギリスや、自治領諸国や、また西歐  
全体がアメリカから生ずる影響に自國  
経済を不当に從属させたり、あるいは  
「完全雇傭政策を成功裡に遂行するた  
めに必要な諸方策を各國政府が実施す  
る自由を制限するよう拘束の取極め  
に加入するに先立ち、慎重に検討を要  
する諸問題が伏在していた。」、こうい  
う心算でイギリスはこれに入つたの  
です。ですから、こういうできたもの  
に入つたのです。何か国際機関に入  
る、入つたらまあそのルールを守ると  
いうことは、それは勿論でありますよ  
うが、入るに先立つてそんなに甘い考  
へで入つたらとんでもないことになる  
のであつて、根本的にはもつと大きい  
問題になるのですが、こういう条約に  
ついて自主性が無い。これと並行し  
て、こういう国際機関に入つたときに  
口では国際的ルールに從うのだと言つ  
ても、それは從属して行く、アメリカ  
経済に從属して行くという形に私はな  
る虞れがあるのじやないかと思ひま  
す。それでまあそういうことを私は申  
上げるのであります。それで次に伺  
いたのですが、さつきの購買力平価で  
すね、どのくらいかということですが、  
最初この基金の割当はソ連もあつたの  
です。最初この割当は……ソ連は  
今どういふふうになつておられますか。  
中国も割当があつたのですが、これは  
どういふことにこの経過はなつてお  
りますか。

○政府委員(湯川盛夫君) ソ連と中国  
のことをお答えいたします。ソ連はブ  
レトン・ウッズ會議には参加し連合  
國

通貨金融會議最終議定書には署名しま  
したが、本協定には署名していません  
から加盟國ではありません。そのとき  
の割当額は一応協定では十二億ドルと  
いうことになつておりました。中国のほ  
うはブレトン・ウッズの會議に出まし  
て協定に加盟いたしました。その割当  
額は五億五千万ドルということになつ  
ております。

○政府委員(石田正君) 購買力平価の  
数字はどうかということであり、この  
購買力平価というのはいくつもの数字  
として大切でございまして、けれども、必  
ずしも購買力平価であるが故に、そこ  
で平価をきめなければならぬものとい  
うふうには、必ずしも私たちが考へて  
おらん次第であります。購買力平価の  
取り方についてもいろ／＼むづかしい  
問題がございまして、一時大分いろい  
ろな数字が出まして、論議が重ねられ  
ましたことは御承知の通りだと思つて  
おります。併しこれは大体の大局か  
ら申しまして、今の國際收支の状況そ  
の他から考へまして、私たちは三百六  
十億がよいのではないかと、こういう  
うに考へておるわけでございます。な  
お先ほど御質問ではございせんが、  
御意見に耳をしまして多少どうかと思  
つてはいたしません、イギリスの例を引  
きになりましてのお話でございますが、  
併しイギリスの今の經濟の勢  
から実勢というものが、國際通貨基金に  
入つたために、こういう現状のような  
状態になつたのかどうかということに  
ついては、これは必ずしもそう言えな  
いのではないだらうか。まあそのとき  
の氣持からいたしますならば、御指摘  
の点はむしろ為替の平価を切下げたほ

うが……切下げる自由を持つべきであ  
る。為替の切上げよりも切下げの自由  
を持つべきである。そういうことがま  
あ出て来るのではないと思ひます。  
平価に關連いたしました……併し  
ながら今のイギリスが平価を切下げた  
ら、それで以てよくなるものかどう  
か、これは過去にも一週やりました。  
そここのところは結局平価の切下げが自  
由に行われなから、イギリスの經濟  
がうまく行かなかつたというふうな工  
合に結び付けるのは、少しどうだらう  
かというふうに感ずる次第でございま  
す。

○木村八郎君 私はそんなことを言  
つてゐるのじやないのですよ。購買力  
平価についても今石田さんから講義を  
聞く必要はないのです。いわゆる購買  
力平価が幾らかということを聞いて  
いるのです。それを適用することにつ  
いては我々いろ／＼な条件を考へて考へ  
ますから、幾らかという、幾らに計算  
してゐるかという数字を聞いてゐるの  
であつて、又イギリスのことについて  
は、何も私はそういうイギリスの平価  
を切下げる自由がないから、又は通貨  
基金に入つたことだから、イギリスの經  
済がどうなつたとか、そんなことを私  
は言つてゐるのではないのであつて、  
もつと根本的に問題を考へなきやいけ  
ないという意味で言つたわけなんです。  
ですから、その点は別にそうむきになつ  
て弁明される私は必要はないと思つて  
おります。それで幾らかかというのです。  
戦後のいわゆる購買力平価というもの  
はですね。

○政府委員(湯川盛夫君) この基金の  
關係では國民政府の中國であります。  
○木村八郎君 すると、加盟國にな  
つてゐるのですか。はつきりなつて  
ゐるのですか。  
○政府委員(湯川盛夫君) 加盟國で  
す。

○木村八郎君 じゃ相場のほうはど  
うですか。  
○政府委員(石田正君) 購買力平価で  
すか。今資料を取りまゝおつて  
……  
○木村八郎君 あとでもいいのです  
が、資料として……  
○委員(平沼太郎君) ちよつと連  
記をとめて……  
〔速記中止〕  
○委員(平沼太郎君) それでは速  
記を始め……  
○木村八郎君 今、日本電信電話公社  
法案及び日本電信電話公社法施行法案  
ですか、この二法案が電通委員會にか  
かつてゐるのですか。衆議院の修正を  
見ると、大蔵委員會としてもそのま  
ま黙つて通すというわけに行かないと思

統とか、そんなものを全然やつてない  
のですか。すると、まあソ連と同じよ  
うに、一応まあ加盟國にはなつたけれ  
ども……その關係はどうなつてゐる  
のですか。全然もう切れちやつたとい  
うのかですね。  
○政府委員(湯川盛夫君) 中国は金の  
一部のみを払込んでおりましたが、ま  
だ平価もきめておりません。従つて基  
金の資金を利用できるという地位に今  
なつておりません。  
○木村八郎君 そうしますと、あれ  
ですか。入つてはゐるのですか。中国  
というところの中国ですか。

○政府委員(湯川盛夫君) この基金の  
關係では國民政府の中國であります。  
○木村八郎君 すると、加盟國にな  
つてゐるのですか。はつきりなつて  
ゐるのですか。  
○政府委員(湯川盛夫君) 加盟國で  
す。

○木村八郎君 じゃ相場のほうはど  
うですか。  
○政府委員(石田正君) 購買力平価で  
すか。今資料を取りまゝおつて  
……  
○木村八郎君 あとでもいいのです  
が、資料として……  
○委員(平沼太郎君) ちよつと連  
記をとめて……  
〔速記中止〕  
○委員(平沼太郎君) それでは速  
記を始め……  
○木村八郎君 今、日本電信電話公社  
法案及び日本電信電話公社法施行法案  
ですか、この二法案が電通委員會にか  
かつてゐるのですか。衆議院の修正を  
見ると、大蔵委員會としてもそのま  
ま黙つて通すというわけに行かないと思

統とか、そんなものを全然やつてない  
のですか。すると、まあソ連と同じよ  
うに、一応まあ加盟國にはなつたけれ  
ども……その關係はどうなつてゐる  
のですか。全然もう切れちやつたとい  
うのかですね。  
○政府委員(湯川盛夫君) 中国は金の  
一部のみを払込んでおりましたが、ま  
だ平価もきめておりません。従つて基  
金の資金を利用できるという地位に今  
なつておりません。  
○木村八郎君 そうしますと、あれ  
ですか。入つてはゐるのですか。中国  
というところの中国ですか。

うのです。是非一つ連台委員会を開いて頂きたいのですが。

【賛成と呼ぶ者あり】

○委員長(平沼彌太郎君) 今内委員から発言されました日本電信電話公社法案、同施行法案、両案について電気通信委員会に連台委員会を申込むという御希望がござりますが、そのように取り計らって差支えございませんでう。

【賛成と呼ぶ者あり】

○委員長(平沼彌太郎君) ではそのように取り計らいます。

○下條森兵君 私は今内閣委員会にかかつています大蔵省設置法の一部を改正する法律案並びに大蔵省設置法の全部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、この内容について私から御説明申し上げます。内容が不十分で、これを是非とも内閣委員会と連台審査によつていろいろ審議する必要があります。そしてこの委員会の意思を内閣委員会に反映せしめる必要があると思ひますので、これ又連台審査の申入れをして頂くことを動議として提出いたします。

【賛成と呼ぶ者あり】

○委員長(平沼彌太郎君) 只今下條委員からその両案についての内閣委員会との連台委員会をすることの申出がございましたが、これは連台委員会をすぐ申込む方針をとりましますか、ここで一度よく政府委員の意見を聞いた上で行くということにいたしますか。

○下條森兵君 私はあらかじめこの委員会会で研究してから連台委員会を開くということには賛成でござります。併し内閣委員会の審議の関係もありま

から申入れだけは先ず早速して頂いて、委員会の開催の日取等については委員長において適当にお取計らい願いたいと思ひます。

【賛成と呼ぶ者あり】

○委員長(平沼彌太郎君) それでは只今下條委員からお話がありましたように、内閣委員会に対しての大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、この二案について連台委員会を申込むことに差支えございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(平沼彌太郎君) その通り申込むことにいたします。

なおその前にできることなら一度政府委員に質問をするところの委員会を開きたいと思ひます。

○小林政夫君 前に申込んでおいたのですが、この前の講和条約発効で、税法違反関係の大赦ということがある、国民の中には相当の程度大赦になつたのか誤解しておる向きも多いです。一応委員会としても正式にどの程度の大赦があつたのか、その内容を詳しく聴取したいと思ひます。(賛成)

【賛成と呼ぶ者あり】

○委員長(平沼彌太郎君) この次の機会にもあります。

○委員長(平沼彌太郎君) この次の機会に關係者をお呼んで……

○小林政夫君 前から言つておるのですが、成るべく速かな機会にお願ひいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 承知いたしました。速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めさせていただきます。

○小林政夫君 先般米経済安定委員会と連台審査をいたしました外資に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正意見を提案いたしましたと思ひます。

修正の第一点は、新株引受権の譲渡を外国投資家が、その外国投資家の本国の法律又は日本国内の法制的措置によつて新株引受権を行使することができないという場合に限り、その外国投資家に対して新株引受権を譲渡することができるよう改正しようとするのが第一点。第二点は、そういうつた外国投資家が新株の引受ができないために旧株を売却いたしました、その売却代金を以て新株を購入した場合、いわゆる乗換えた場合、その元の旧株を保有しておつた株数に相当する新株分については、元の旧株を購入した時期に遡つて元本送金の始期を計算して行こう、こういう点であります。改正案においてはそういう場合を、旧株を売つて新株を買つ、こういう事例を借替という言葉を使つておりますが、借替の場合においては現保有株数だけは当初投資の時期に遡つて元本送金の始期を計算して行く。殖えた株数については殖えた時から元本送金の据置期間を計算する。こういうふうに改正することが第二点。

第三点は、元本の送金据置期間が三年になつておりますのは二年に短縮いたしましたのであります。

それから第四点は、先般投資貸付信託法の審議をいたしました際にその法律案の附則で外資に関する法律の一部を改正する法律の改正をやつておつたのであります。これは立法技術的に異議がありますが、同趣旨の改正案をこの修正案に織込もうというのであ

ります。そういう修正でござりますが、多数の意見がまれば大蔵委員会の意見として経済安定委員会に御伝達を願つたらどうかと思つております。

○木村福八郎君 只今経済安定委員会のほうからの外資法の改正について修正案を申入れる点について小林委員から修正意見四点についての御説明がありました。その修正意見のうち、特に原案の元本送金の据置期間三年を二年にするという修正点については私は賛成できないのです。実はこの外資法の修正案の一番重要な点は、元本送金を認めれば証券市場を通じて外資が相当てて来るであろう。こういうところに狙いがあつたと思つております。アメリカの証券市場を調査して来た人などに我々聞いてみますと、市場を通じて外資が多入つて来るためには、単に元本送金を認めるといふだけでは足りないのだと、若し仮に据置期間を五年としても、先ほど小林委員が言われた権利株の譲渡、それから乗替についての据置期間起算の緩和ですね。この点が認められれば相当入つて来る。今市場を通じて外資が入つて来ない。今まで入つて来たけれどもこの頃少し下火になつた一番大きな原因はそこにあるのだ。それで日本は権利株売買、そこに非常に魅力があるのであつて、アメリカではそういう点は認められていない。そこでその点を緩和すれば相当入つて来るのだ。緩和すれば据置期間を仮に五年にしても入つて来るのだ。問題点は据置期間にあるのじゃない、こういうふうには言つております。ですから、私は重点は、その権利株売買と乗換の据置期間

の緩和、この点にあるのであつて、これが修正されるならばむしろ据置期間は最初事務当局が考えた通り五年にしたほうがいい。それでも入つて来るのなら日本の経済にとつて有利なものでありますから、むしろ入つて来る外資が安定性がそれだけ殖えるわけであります。増加するわけであります。そういう意味で私はむしろ緩和する。据置期間を緩和するというのは、政府原案より緩和するというのは、これは却つて不利なんだ。これを五年に殖やして入つて来るものにわざ／＼これを短縮するというのはどうしても理解が行かないのです。従つてそれを一緒にして申入れる点については私は賛成できないのであります。

○油井賢太郎君 只今小林委員から提案された四つの修正点ですが、いずれもこれは妥当だと思つて賛成したいと思ひます。更に木村委員から、据置期間の三年を二年に修正することに對する御反対がありましたけれども、私どものほうでも、大体外資導入の一番の導入先は何といつてもアメリカですが、アメリカの資本家の意向を各方面から調査したところによりましますと、据置期間を長く置くということ、一体日本が外資を導入したいかどうか、若し導入したいという気分があるなら、むしろ据置期間なんか設けたいほうがいいのじゃないかというふうな意見もあるものであります。我々もいたしましては、入つて来た外資が即座にすぐ返されるといふようなことでは、これは安定がとれないではないか、一年間くらい据置いて、その後五年間くらいに分割して返されるといふ

程度が一番適當でないか、そういういたような意見を持つておつたのであります。併しながら政府の意見やなんかを聞いても、一遍にこれを短くするといふことはこの際考えものじやないか、或る程度据置期間を三年くらいにしておいていいと思ふ。こういう意見なども出まして、いろいろ折衝の結果その間をとつて二年間くらい、二年間といつたとしても五年という据置期間を入れば、七年という長期に亘つて出て行くといふことになるわけでありませう。そんな点から、二年間くらいのところを適當として、その辺に我々賛成したいと思ふのであります。そうして又全会一致で経済安定委員会に、大蔵委員会の意向としてお出し願えれば一番結構なんですけれども、根本的に木村さんなんかと我々のほうの意見が違つたとすれば、この際決を採られまして、多数意見として経済安定委員長へ御交渉願えれば幸いと存じます。さようお取計らい願ひたいと思ひます。

○田村文吉君 前例があるかないか存じませんが、そういう申入れをするときに、少数意見として、こういう意見もあつたということを加えるという事は、形がおかしいのですか、差支えないのですか。委員会議といふものがあるのか、委員会の決議といふものによつて申入れをするという場合、少数意見のあつたというようなことを一体通告することは形がおかしいですか。

○委員長(平沼彌太郎君) どうですか。前例はない……。

○田村文吉君 ないなら、僕は多数決によつて御決定を願ひたい。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは、

外資に関する法律の一部を改正する法律案の修正案について小林委員から御発言がございまして、木村委員からはその一点に対して又反対の御意見もございました。これに対して先ず小林委員よりの御発言のありました通りに、これを経済安定委員会に申入れることに御異議ございせんか。御異議のないかたは御筆手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) それでは多数賛成のようでございますから、外資に関する法律の一部を改正する法律案の修正案を、経済安定委員会に申入れることにいたします。

午後二時十二分開会

○委員長(平沼彌太郎君) 午前には休憩いたします。午後は一時半から開始いたします。

午後零時十九分休憩

午後二時十二分開会

○委員長(平沼彌太郎君) 午前には引續いて大蔵委員会を再開いたします。国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について質疑を行います。

○油井賢太郎君 一点伺つておきたいのですが、日銀から買入の金は、たしか五千四百億円という帳簿価格で買入れになると思うのですが、将来予算措置をとるといふのは、一体いつ頃どういう方法でおとりになるのか、その具体的説明を願ひたいのです。

○政府委員(石田正君) 先ほどお話のありました点は十五ト六百萬を五千四百万円で購入ということになる、それと今四百一円で買つておきますところの時価との差額がそこに生じて来るわけでありませう。この差をいつどうい

うふうにしてやるかということの御質問でございますが、この点につきましましては、別途御審議を願ひたいと思つておりますが、接收貴金属の処理に関するところの法案がございまして、接收貴金属全般につきまして、いわゆる権利を主張されるかたから報告を徴し、現実の報告を頂きました結果、処理をきめたいというふうな思つておられるわけでございますが、筋合から申しまして、この分につきましても、やはりそういう措置がはつきりいたしました時期において睨み合わせてやるべきであるかと、かように考へておられる次第であります。なお具体的な内容がどうなるかという点につきましては、その接收貴金属一般に関するところの、大體の方向といふものもきまりました場合におきまして、それとの関連においてきめるのが至当ではないだろうか、かように考へておられる次第でございます。

○油井賢太郎君 これは第四条で五千四百万円というのを一応出すのは、予算措置とは差違つては関係がないといふふうになつておられるけれども、実質的にいふことは、この五千四百万円は相当の金高に換算されるわけですね、そうすると最後の二百億円という去年の予算で以て決定した額よりは実質的差が出るわけですが、その超過はどのくらゐになるわけでありませうか。

○政府委員(石田正君) この法案に基きまして実施をいたしますところの金の及びドルによりますところのものは六千七百五十万ドルの相当額に相成るわけでございます。これを三百六十六億四千二百万円に相成るのであります。失礼いたしました二百四十三億圓

に相成ります。その差額といふものの四十三億圓といふのは二百億圓ではカバーできないといふことが先ず言えると思ひます。又この出資をいたしましたつきましては、日本銀行で買ひました金、これを現地に輸送いたしました、そうして改鑄をし、そうして出資をするということに相成るわけでありませう。この輸送関係及び改鑄関係につきましても又費用が要るわけでございます。そこでそれらの費用を概算いたしますと五百五十四億二百万円といふ、いや二百五十五億四千二百万円というふうに一応我々としては算定いたしておられるわけでありませう。これを二百億圓の枠内で処理いたしますためには百八十億圓分につきましては外国為替管理委員会が持つておられますところのドルを買ひまして、これを金に換えて出資をいたし、その金額が五百万ドルに相成る次第でございます。百八十億圓で五千五百万ドルを、それから残りのうち五千四百万円を以て十五ト六千六百萬の金を買ひまして、この兩者によりまして六千七百五十万ドルといふものに合わせるようにいたしたい、そういういたしますとお金が余るわけでありませうが、その余つたお金を以ちまして輸送費、その他の出資関係の完了いたしますまでの費用に充てたい。なおそのほかこの全体の割当額につきましても、円で現金払をしたければならん分がございませう。この分も先ほど申しました百八十億圓から引きました二十億圓の範囲、十億圓ちよつとに相成りますが、これをやる、二百億圓の範囲ですべてをやりたい、これが本案の趣旨でございます。

○油井賢太郎君 我々懸念する予算的

○政府委員(石田正君) 我々といつたしましては、こういうふうな措置なくして済まされればこれに越したことはないと思ひまして、そのためにいろいろと努力をいたしたのでございませう。これは事情を申し上げるとよろしいかと思つたのでございませうが、二百億圓という補正予算をやりましたのは去年の夏であつたかと思つたのでございませう。その時分に去年の八月の九日に当方が国際通貨基金、国際復興開発銀行に対しまして加入したいといふ申入れをいたしましたのでございませう。そのときの事情を申し上げますと、大體日本の持つておりますところの米ドルの額といふものが四億二千万ドル見当であつたのであります。そこで割当額が如何になりましたらうと、この四千二百萬ドルの一割、一割のほうを働かしまして、その金でできるのではないだろうか、かような気持でおつたわけでありませう。それから昨年暮にいろいろと話がだんだん進んでおりました場合におきましても、なお且それで行けるのではないだろうかといふようないふ見せましたし、そういうふうに見せましたので、本年度の予算を作ります場合には二百億を特に加算するというところがある、それが後の、それから結局二億五

千万ドルプラス六千二百五十万ドルという数字が出て来たわけでありませう。それで入るから入らんかということになりまして、止むを得ずこれは入つたほうがいいという判断で止むを得ずやりました措置でありまして、そういうことを繰返してやるべき筋合のものではないかと大蔵省としては毛頭考へておりません。とにかく法規に抵触しない限りにおいて新らしく御承認を得まして、この御承認の下においてやるべきだと、かように考へておる次第でございます。

○油井賢太郎君 その点はまあわかりましたが、次に三億四という最初の大体計画であつたと思うのですが、それが二億五千万ドルに減らされたというその事由ですね。これは国際復興開発銀行のことについてお聞きしたいのですが、これはどなたかその事由をおわかりのかたがおられたら御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(石田正君) 国際通貨基金と国際復興銀行とは割当額につきましては前者の割当額を以て後者の割当額にするということが好例になつておるわけでありまして、従いまして国際通貨基金との関係をどうきめるかということが、即ち両者の金額をどうきめるかという結論に相成るのでございませう。そこで今お話がありましたような工合に二億五千万ドルということがきまりました結果、結果がそうなれば当然復興開発銀行もそうなる、こういう筋合のものでございませう。なお三億ドルというふうなこともございませうが、それがどうして二億五千万ドルに相成つたかという点でございませうが、この国際通貨基金加入の場合における

ところの割当額の算式と申しますか、そういうふうなものは一応ございませうが、併しその算式通りにきまらぬというものが過去の例でございませう。例え早い話が日本の国民所得は一九四〇年頃においてどういふふうになつておつたかという数字を出します場合におきましてはこれはなか／＼むずかしい問題でございませう、一、二の数字がございませうが、どちらが正しいかということがなか／＼言えないというふうな事情があるわけでございます。ただ日本政府といたしましては先ほど申しましたような工合に大体二億五千万ドル乃至三億ドルに割当がきまりましてその二五％というものが出て来るのではなく、結局保有してありますところの米ドルの一割というところがらのが基礎になつて変りないのではないかと、そういうことであるならば割当額は多いほうに越したことはないじやないかという考へ方もあるのではないかと。この三億ドルが二億五千万ドルになりましてところの経緯につきましてはこれは向うの国際通貨基金の委員会なり、何なりの内部におきましていろいろの論議をされました結果そういうことが示されたのでありまして、それが向うからこういう理由でございませう。従つてそれをどうしてこうなすべき筋合のものでないかと思つておるわけです。従つてそれを申上げることが本當の推測でございまして内部の事情はわからないというものが真相じやないか、こういう事情でございませう。

○油井賢太郎君 それでは二億五千万ドルと決定した出資、それに対して一体日本として将来どの程度の融資を受けることができるかという見通しなり、或いはどういふ方面に出資してもらへるかというふうなことの交渉はすでに先方と打合せをされておると思うのですが、その根本方針はどんなことになつておりますか。

○政府委員(石田正君) 国際通貨基金のほうで申上げますと二億五千万ドルの割当額でありまして、金による払込は六千二百五十万ドルになります。国際通貨基金につきましては、これは国際通貨基金に加入国が申請いたしましたので、そうして向うの同意を得て、日本の円をここでドルなり或いはほかの通貨なり日本が必要とする通貨を買入れるという形をとるわけでありませう。これは平たく申しまして買入れなら買入れ、これと少し意味が違ひますが、それで御説明申上げますと、日本がきます自分の最高限度は、入つた初年度におきましては出資額でありませう金におけるところの出資額六千二百五十万ドルを限度にいたすわけでありませう。なお統括して日本が借りたいと思つても毎年六千二百五十万ドルという最高限が規定されております。そしてそれは五年目まで終るといふことになりませう。要するに二億五千万ドル、プラス六千二百五十万ドル、それだけの金額しか借りることができない。これは協定になつて明文を以て規定してありますから、日本政府といたしましてはそれ以上借りたかと思つてもこれは協定上できないことになりませう。

○油井賢太郎君 今私が質問しておることは国際復興開発銀行からの借入れ、通貨基金のほうじやない、開発銀行からの借入れについては具体的に相当の折衝をされておると思つておる。例へば電源開発に対しては将来開発銀行から相当融資をするというふうな話合いがつておるか、そういう見通しがないかと思つておる。これは先ほど木村委員の御質問に對してお答えいたしましたのであります。日本といたしましては差当りそういう買入れを行わなければならぬ実情になつておらない。むしろドルは最近の情勢では殖えておるといふような状況になつておるのであります。何んか申しますか先ほど申しましたように昨年の八月までは四億二千万ドルの外貨でありましたものが、現在におきましてはすでに七億ドルというふうな数字になりました、それなればこそ向うから六千二百五十万ドルの割当が来たのであります。これは日本政府といたしましては外貨がこのくらいの調子を以つて進むか或いは将来どうなるかという予想はできませんが、現状を以つていたしますならば、直ちに国際通貨基金から買入れをしなければならぬという状況ではないと思つておる。又そういう状況でだん／＼殖えておる時に国際通貨基金に借してくれたいことを言ひましてはそれはまだ話にならないというのが實際であるかと思つておる。要するに将来日本が必要が起きました場合に先ほど申上げましたような限度内において借入れができるような途を早く開いて置く、こういうことに要点があるかと思つておる。ございませう。

○油井賢太郎君 今私が質問しておることは国際復興開発銀行からの借入れ、通貨基金のほうじやない、開発銀行からの借入れについては具体的に相当の折衝をされておると思つておる。例へば電源開発に対しては将来開発銀行から相当融資をするというふうな話合いがつておるか、そういう見通しがないかと思つておる。これは先ほど木村委員の御質問に對してお答えいたしましたのであります。日本といたしましては差当りそういう買入れを行わなければならぬ実情になつておらない。むしろドルは最近の情勢では殖えておるといふような状況になつておるのであります。何んか申しますか先ほど申しましたように昨年の八月までは四億二千万ドルの外貨でありましたものが、現在におきましてはすでに七億ドルというふうな数字になりました、それなればこそ向うから六千二百五十万ドルの割当が来たのであります。これは日本政府といたしましては外貨がこのくらいの調子を以つて進むか或いは将来どうなるかという予想はできませんが、現状を以つていたしますならば、直ちに国際通貨基金から買入れをしなければならぬという状況ではないと思つておる。又そういう状況でだん／＼殖えておる時に国際通貨基金に借してくれたいことを言ひましてはそれはまだ話にならないというのが實際であるかと思つておる。要するに将来日本が必要が起きました場合に先ほど申上げましたような限度内において借入れができるような途を早く開いて置く、こういうことに要点があるかと思つておる。ございませう。

○政府委員(石田正君) 国際復興開発銀行につきましては、これは加入がきまらぬ前に話を受付けるということにはございませう。加入国及び加入国のそれらに對して取引をするというのが銀行協定の明文にございまして、要するに金を入らぬかきまらぬうちに金を借してくれと言ひまして話にならない。これは表向きのことでございます。併しながら国際復興開発銀行といたしましては日本に關するところの調査は正式には日本に關するところの調査は、入つてやはり實際の現地を見まして調査をしまして、これならばというときに出すのが普通でございませう。そういう意味から申しまして、今こちらの話を向うが受付けて又こちらに調査に參るといふことは今の段階ではないと思つておる。加入してから後ではあるかと思つておる。ただ併し日本の実情は割合アメリカに知らされております。又国際復興開発銀行はアメリカの機関ではございませうが、併しアメリカに存在するわけでありまして、いわゆる非公式に會つておることは大分大勢の人がやつておる。日本の問題といたしましては電源開発が急務である、電源開発はどういふような大規模のものであるかというところの概念は知つておるであらうと思つておる。併しそれは正式にこちらで書面で確認するといふのではなく、それは非公式のものであるといふふうな考へざるを得ないではないかと思つておる。

○油井賢太郎君 それは速記があつて都合が悪ければ……政府は或る程度や



つておられると思ひますので、政府はもう少し詳しく説明される点があるのじやないかと思ひます。若し何んでしたら速記を止めて……。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員(平沼彌太郎君) 速記を始め下さい。

○油井賢太郎君 今主計局長もお見えになつたようですが、衆議院でも問題になつたと思ひますが、只今石田さんからの話で或る程度はわかつたのですけれども、この予算措置として實際二百億というものを二十六年の予算にきめておいて、併し實際問題として国民に知らせるためにはこの五千四百万円の日銀の手持地金を帳簿価格で買う、買うことはわかる、併しそれを海外に出してやる場合のいわゆる予算措置として国際開発銀行に二百億という数字を合せたのであつて、實際的にはこれは相当の額になつた、今お話を聞くに全体で四十三億くらいは超過になる。そういったようなものも明白にやはりすべき予算措置というものは必要だと思ふのです。これはこういうことが法的にこの法律で以て国会で承認すればどんなことでもできるのだというのなら財政法なんかきめて置いても、この財政法も常に便宜的に変えられるのだということにもなつて来る、この点についての主計局長のほうの見解をもう少し明確にして頂きたいような気がしますが、衆議院における質疑応答等に関連してその点を御発表願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(河野一之君) 二百億の出

資の金の使い方でありまして、油井さんのおつしやるように四十三億一応不足するような計算も出るものであります。これは考え方だと思ふのでございませうが、勿論予算措置を講じて新らしい補正予算を取つてということも一つの考え方なんです。本年度予算も成立した後であり、又この通貨基金に入れば開発銀行への加盟は時期的に緊急を要するといふので、補正予算に計上いたしました二百億円の枠内で六千二百万ドルの出資ができるように考えたいのでございませう。つまりこの金は金又はドルで出資されるものがあるわけでありませうから、この二百億の金で外為からドルを買ひ、そのドルで以てアメリカで金を買ひ、これも一つの行き方だと思ひますが、この二百億の金の範囲内で買うというために日本銀行から金を買入れて、そしてこれを現送する、こういうことにいたしましたのでございませう。そういうことにいたしました規定を置いておるわけでありまして、法律上は何ら差支えない、又予算の上からもそういうふうな出資に必要な経費なんでもありまして、そういう点は何ら差支えないといふふうに私どもは考へております。

○油井賢太郎君 さつき石田さんからお話があつたのですが、こういうことは将来においては余り起きないだらうといふのですけれども、一週前例になりますといふと何でございませうか、要するに暫定的といふか、臨時措置法的の問題で予算の原則といふものと多少違つたような法則で片付けて行かれるのですか、そういうことが将来とも繰返されるかといふ点なんです。

それはこの前両院協議会でいわれる地域給の場合なんかにも出たのですけれども、あの場合は僅か六億八千万円といういわゆる予算措置を衆議院側で以て大休人事委員会であつたがたのほうと或る程度打合せをして、可能性があるんじゃないかといつて提案した件があつた。ところがいざといふと政府側では予算措置がとれないから駄目なんだといふふうに、頭から予算措置一本槍で蹴つておる、一方においてはそういうふうな都合の悪いときは蹴りながら、こういうふうな政府側の企図したようなときになると法案で以て自由自在になつて行くといふふうにもなつて来る。そういうふうな首尾一致しないことでは甚だ国民に対する影響も面白くないんじゃないか、そういうふうな思われるのであります。將來もやはり必要に応じては臨時措置法でどん／＼やつて行けるということにもなつて来る、その点はどういう御見解をとられますか。

○政府委員(河野一之君) 予算の解明を期するといふ意味におきましてはこういうふうな措置を今後場合によりましてとるといふのは余り好ましいことではないと思ひます。やるべきではないと思ひます。本件の場合について考へますと、金又はドルで出資する、この場合に日本に接収解除の金がある場合に、これと言つて現物出資みたいなものであります。こちらのほうは却つて安く上るといふことになりませう。こういう方法をとつても必ずしも悪いとは思ひませんが、常々やるべきではないと思ひます。本件に關する限りそういうことをやつても必ずしもいかにといふふうには私は考へ

る必要はないんじゃないか、円の面から言ひますれば、ドルであらうと金であらうと、一種の現物出資みたいなものになるのでありますから、これを如何なる値段で円が買つかといふ問題として考へて頂ければこの問題は解決できるんじゃないかと、私はそう思ひます。

○油井賢太郎君 それでは先ほどの問題に關連するんですが、予算措置といふものが絶対的のものではないんだ、やはりできるだけやり繰りのつく範囲内においては必ずしも一週きめた予算といふものに固執しなくても、將來において予算措置が講ぜられるというふうな場合には便法も講じられるんだ、こういうふうな一つの原則的なものになるんですが、そういうふうな了解して置いてよろしいかどうか。

○政府委員(河野一之君) そういう原則的なものと言われましても如何かと思ひますが、二百億という出資の金の使い方でありまして、これを外為でドルで買ひ取るものもあれば、或いは日本銀行の金で買ひ取るものもあるということ、日本の円にいたしますれば二百億円ということ、国会の承認を経ておるのであります。これを六千二百五十万ドルの金を調達する上においてそういうふうな方法によつて調達するといふことは、これは本法に書いてある限り許されてよいことであると思ひます。金をどういふ値段で買つかといふことは四條の二項に規定するところでありまして、勿論アメリカとの換算で買へば一ドル三百六十円になるのであります。日本の金でありますならばこれは大蔵大臣が言つたような値段で買ひ取ることができる、従つて二百億の範囲内で六千二百五十万ドルが調達でき

る、こういうふうな考へておるのであります。

○政府委員(石田正君) 速記をとめて今の關係につきまして、ちよつと補足させて頂けませうか。

○委員(平沼彌太郎君) 速記をとめて。

○委員(平沼彌太郎君) 速記を止めて下さい。

○委員(平沼彌太郎君) 速記を始め下さい。

○木村禮八郎君 今の問題とまあ關連するのですが、第四條ですね。第四條に即して説明して頂きたいのですが、特にその中で、「別に法律で定めるところにより、処理する」と、この差額ですね。この別の法律といふのはいつ出るのか、それを詳しく説明して下さい。

この四條について、これを實際問題に即して説明して頂きたいのです。はかの人はわかつて居るかも知らんが、僕はまだよくわからないのですから、殊に四條の二項の……。

○政府委員(石田正君) 四條の一項は、先ほど申しましたように十五トン六百の金を帳簿価格で五千四百万円で購入することです。併しなから、この十五トン六百というものを今の金の買入れ価格、即ち一グラムにつき四百一円という数字を以て計上いたしまするならば……。

○木村禮八郎君 この四百一円というのは、金管理法第六條によるわけですか。

○政府委員(石田正君) さようでございます。要するに一オンス三十五ドルということを基準にいたしました計算をいたしますと、四百一円という数字が出て来るわけでありませう。その数字

で勘定をいたしますと、六十二億五千五百六十万円という数字が出て来るわけですが、そこで、その何と申しますか、今の時価で日本政府が買入れるとするならば、六十五億の金を出さなければならぬ。それを五千四百万円で購入ということは、これは正常な方法ではないと思ひます。これは一般の人からそういうようなことで買上げるといふことはどうかという点が私にはあるかと思ひます。如何に予算を執行するためには言いながら、そういうことを一般の人に対してやることはどうかあるかという点があるかと思ひます。ただ日本銀行については、そういうことをやつても実質的に悪くないのではないかという点があるかと思ひます、ということには、仮に日本政府が日本銀行の持つております貨幣準備の金を評価換をする。その場合におけるところの再評価益というものは、日本銀行に帰属すべきものではなくして、これは国家にとるべきものである。こういうふうな我々は基本問題として考へるのであります。そういたしますならば、これは将来取るべきものを取らずに置くといふか、取る元をその分だけ貸すと、こういうふうにも考へられる。そこで将来これは法律によりまして、再評価といふようなことが実現いたしますならば、その場合において、全部評価益をとると同時に、この差額を返してやるというふうな方法も考へられる。その額だけ引きましただころの再評価益を国庫へ納付せしむるといふ方法も考へられると思ひます。これはそのときの事情によつてきめるべきだと思つておられます。それからもう一点、これは先ほど申上げた

思ひますが、接収されたところの金の中にこれが入つておるわけでありまして、日本銀行に百トンございまして、従つて、十五トンといふものはどんなことをしても日本銀行のものとして残るといふことはつきりしておりません。併しながら全体の金がどうなるかといふことの関連も又見なければならぬと思ひます。そのところを眺み合せて一々法律を以て規定すべきものであると思ひますが、実体価格としてかゝるのごとくなつておるわけで、そのけじめといふものは法律を以てちやんとすべきものである、かような考へ方に基きまして、一項だけでなく、二項も存置いたしておるのであります。

○木村福八郎君 わかりました。別に法律に定めるところにより、というのは、今お話のように、直ぐこれと同時に法律を出すというわけではなく、日銀の評価換とか、そういう金の再評価があつたような場合の納付金として納めさせる、或いはそれを買入れる、そういう措置のことを言つておるわけですか。

○政府委員(石田正君) お話の通りでございます。接収貴金属の処理が今直ちにづくものであるならば、この法案の中に盛り込んで、又同時並行的に出してもいいのでございまして、接収された貴金属につきまして、どこから持つて来たのもわからない状況でございまして、それを確かめるために相当の時日を要するのであります。それまでは待たざるを得ないわけでありまして、そういうところにこの項の規定の原因があるわけでございます。

○木村福八郎君 そうしますと、これは五千四百万円で購入ということにな

るならば、一オンスいくらで何ドルで買うことになりませんか。

○政府委員(石田正君) これは現在日本銀行の帳簿価格は二百九十ミリグラムについて一円ということに相成つております。これをグラムにいたしますと、一グラムは三円四十五銭というところに相成つております。従ひまして、一グラム四百一円と、それから三円四十五銭との差額といふものをどう処理するかという問題が残る、そういうわけでございまして。

○木村福八郎君 そうしますと、日銀の保有金の再評価はいくらでやるつもりか。いつ頃やるのですか。

○政府委員(石田正君) これは先ほど申しましたように、接収貴金属の問題が片付きました後に進行しようということに相成ると思つておられます。そのときの情勢によりまして變つて来るのでございまして、今のような状況であるならば、これはやはり四百一円といふものを基準とすべきである、かように考へておる次第でございます。

○木村福八郎君 そうしますと、アメリカの一オンス三十五ドルですね。その割合、それに関連して聞きたいんですが、この基金のほうの最近の金に対する政策が大分變つて来ているようにして、最近では非貨幣用金については非常に野放しのような政策をとつて、非貨幣用金が退蔵されて世界的にこれは相当大きな問題になつておる。この間新聞にも出ておりましたが、政府は今後金の問題についてはどういふ方針をとつて行くのか、この際お聞きしてどういふふうにして行くのか。

○政府委員(石田正君) これは先般も

ちよつと申上げたのでございしますが、国際通貨基金は設立以來、貨幣用の金とそれからして産業用の金も区別いたしませんで、そうして平価を基準として一%の範囲内において許すといふことになつておつたのです。ところが昨年たしか九月頃であつたと思うのですが、そういうことではなかつたか、うまく行かないという批判が起つて参つたのであります。その理由とするところは、若しそれを固執しておるならば、産金量といふものが非常に減つて来るというところに伴ひまして、結局貨幣用の金が貨幣用に流れないで、皆産業用に行つてしまふということに相成ると、国際通貨基金は純然たる金本位ではありませぬけれども、国際決済用としての金といふものが少なくなつて来るので、却つて国際決済がうまく行かなくなるのではないかと、これが一つであります。それからもう一つは、いわゆる金の値段といふものが非常に高くなりまして、そうして貨幣用の金の価格との差異といふものが非常にひどくなる、これは好ましくないのではないかと、これは好ましくないのではないかと、むしろ實際に即して貨幣用の金、産業用の金といふものを分けて、別の価格を設定するといふことにしたほうが結局的目的を達するためによいであらう、こういう判断に基きまして、国際通貨基金が産業用の金について特別価格を設定することについて文句を言わないといふ決議をいたしましたのであります。それに基づきまして、いろいろの国におきまして二本建のやり方をとつておるのであります。この実情を申上げますと、非常にその後の経緯といふものが複雑でござ

いまして、一つの大きな効果といつたしましては、非常に金の高かつたのが下つて来た。要するに貨幣用の金と産業用の金が、稍寄せと申しますか、そういう傾向が現れておると思ひます。それから又各国の通貨政策によつてございまして、各国の通貨政策がうまく行かないで、インフレといふことになると、自然金の価格が上つて来る。或いは死蔵用が殖えて来る。その最も端的なものがフランスでございまして、フランスなんかは相当高い値段になりまして、よその国の産業用の金にも影響を及ぼす事情でございまして、ビネー内閣が成立して、フランスに對するところの信用が回復するに伴ひまして、フランスにおけるところの金の値段といふものが、相当下つて参りました。そうして現在では世界を通じてだん／＼下るといふ傾向にあるのであります。そこで、日本はどうするかという問題が起つて来るわけですが、私たちの端的な考へ方を言いますと、一オンス三十五ドルといふのは、現実問題として何としても動かさない事實でございまして、それについては反省の余地があるのではないかと、而も国際通貨基金に入るといふことは、これは大局的に、先ほど申しましたような利益のために入るのであるけれども、その枠の中において自由が認められるならば、お互いに実情に即したところの政策がとられるべきである、かように考へまして、今回日本政府におきまして、貨幣用の金としては相変らず一円で参りますが、それ以外については、四百一円で買ったものを産金業者に返して、産金業者が消費者に売る場合は別の価格で

売る、さよりに考えておきます。なおその場合においても、各国におけるところの金の値段というものを考えに入れなければならぬのでありまして、蘭金とか、産業用金とか、それは馬鹿に離れて日本ばかりが高いということとは好ましくない。又ほんのこのところにおいては四百一円より高いところに設定するのがよいだろう、かように考えておきます。なお将来の方策はどうなるかということですが、これはどうも国際基金加入各国があの決議を履行するかどうかから問題でございます。将来におきまして、今までの状況から申しますと、産業用乃至金の価格が下つておるわけでありませう。又いつ上るかもわからない。そういう点に關連して、今将来一貫した方策の考えがあるということをご申上げのほむずかしい段階である、かように考えます。そのとき々々においてやはり日本が通貨価値をどうするかということでありませうけれども、産業用の利益ということも或る程度考へて行きますと、何と申しますか、或る意味において妥協であります、しつくり行かんという点もありませんが、そのするのが実情に即したゆえんであるとかように考えておるのであります。

○木村禮八郎君 事情はよくわかりましたが、今後日本も国際決済の支払手段としてやはり金というものを相当やはり蓄積して行く方針なのか、為替ばかりでなく、若しやはり蓄積して行くという場合には、今下つたというお話ですが、やはり三十八ドルぐらいですかね、そうしますとやはり高いですね、公定価格よりも。若し日本も金の国際通貨支払手段としての蓄積をや

るといふ方針ならば、なか／＼この値段で買えないじやないか。インチキな再評価も大体四百一円である。金の再評価をするということになると、四百一円で買わなければならぬということになる。なか／＼非貨幣用のように買えないじやないか。そう思うのです、その点。

○政府委員(石田正吉) 金が大切であるということ、それから日本の産金の実態が各国に比べて劣位にある、この矛盾をどう解かなければならぬかという問題であります。而もこの矛盾というものはますます深化して行く傾向にある。そこに我々の苦心がある。それから産金の問題から申しまして、六トンかそこらしかとれない。それをドルに換算すれば、六百方ドルにしかならない。そういう実態も併せ考えなければならぬ。ここですつきりした政策を立てるといふことは残念ながらむづかしいと思ひます。

○木村禮八郎君 この再評価ですね、四百一円で再評価するということは、これは何か貨幣法を又変える必要があるのですか。いわゆる平価の切下げですね。貨幣法、金幾らを以て円とする、その改訂が起ることになりますか。

○政府委員(石田正吉) 貨幣法は古い法律でございます、昔のままのままだに手を付けずにおるのであります。当面再評価の問題につきましては、貨幣法をいじらずに再評価をした例があります。今の帳簿価格も貨幣法をいじらずに再評価をいたしましたときの帳簿価格になつております。従いまし、今貨幣法をいじるといふ意思もございませんし、もう少し模様を見て

○木村禮八郎君 それは御意見わかるのですが、この国際通貨基金加入を機会として、金の再評価が起つたり、そういう問題が起つて来るので、やはりこれは日本の通貨、今度はドルだけでなく、金によるということになつて来るわけですね。間接的でしょう。そこでやはり日本の貨幣制度、そういうものに対して又再検討をここでする必要があるのでじやないか、そういう時期に來ておるのじやないか、ですから貨幣政策、そういう、どうせまあ金を替本位的なものでしようけれども、これについて何ら貨幣法自身も法律でこれを變えないでやるということも一応理解つておくのですけれども、何だかそのところが非常に變じやないかと思つておる。今のお話で一グラム三四四五銭と四百一円、こういう開きが出て來ているわけですね。これはやつぱり当分このままこんな調子で一応進めて行く、根本的にこの際日本の貨幣制度について大蔵省として考へるといふことはしてない、そういう状態なんですか。

○政府委員(石田正吉) 御承知の通り日本は独立になりましたからまだ日も短いのでございますけれども、國際經濟に自由自主的にやりますにつきましても、まだ實際問題としてはかすに時を以てしなければならぬ実情であらうと思ひます。そういう際に早々といはしまして貨幣制度をどうするとい

うようなことを申しますのは、むしろどうかと思つておられます。この点は將來研究を要する問題でありますので、今結論を下すのは少し早過ぎるのじやないかと思つておられます。それからなおこの國際通貨基金に加入することにつきましては、貨幣法の改正を至急しなければ加入できないかどうかという点につきましては、我々は研究をいたしまして、又國際通貨基金とも、通貨基金に内々當つて見ましても、しなでもいいであらう、こういう見通しは加入することにはいたしたい、かように考へる次第であります。

○木村禮八郎君 差當つてはさうでしようが、大体ですね、どういふ貨幣制度で行くのかについて研究はされておると思つておられます。若しかそういう研究があつたらお示しを願ひたい。どういふ貨幣本位で行くのか。これはまあ學者の研究みたいなことになるとかと思ひますが、若し大蔵省にそういう研究があるならば、又されてなければならぬはずだと思ひますが、若しかありましたら、それは大蔵省の方針でなくてもいいのです、いろいろな學者とか何かを集めて研究したようなことがあるならば、將來の日本の貨幣制度を獨立して行く、獨立後の貨幣制度をどうして行くか、こういう研究があると思つておられます。若しあつたら参考に出して頂きたい。

○政府委員(石田正吉) 日本の貨幣制度を考へます場合に、私たちは国内的な見地ばかりでなく、國際的な見地も考へて立てなければいけないと思ひます。そこで國際情勢はどうかと申しますと、これは御承知だと思ひますが、安定いたしておらないのが実情

でございます。これは今度の問題、その他に關しても或いは相當の變革があるのではなからうかということをお我々は考へざるを得ない。そういう情勢を見極めずして日本の情勢だけで、ああだこうだと考へるのはいかんことだと思つておられます、そういう意味から言ひまして、遺憾ながら研究というものはございませぬ。むしろ國際情勢の研究に重点を置くべきだと考へておられます。

○木村禮八郎君 それはやはり研究される必要があると思つておられます。今度、今やつてないから、やつてない弁明としてそういう御答弁をせられるかと思ひますが、併しこれは何かやはり重要問題として研究されなければいかんのではないか。又そういう研究をされた場合に何か。それからですね、これはもうどなたか質問されたかも知れませんが、今後通貨基金としては矛盾した性格を持つておるわけですが、為替取引のほうは自由にして行く、ところが平価や取引相場のほうは厳格にして行く、こういうようなちよつと矛盾した性格があると思つておられます。今後やはり基金としては為替取引はだん／＼自由にして行くという方向に行かなくてはならないか。この点為替管理との調整の問題、これはまあどういふよう考へて行くか、この点について十分に研究用意がなくて、不用意に入る場合にあとで問題が起ると思つておられます、この点についてどういふお考えを持つておられるか。

○政府委員(石田正吉) 為替管理の問題につきましては、御指摘のごとく、為替管理を成るべく緩和いたしまして、そうして撤廃することを期すると

というのが国際通貨基金の理想であることとは間違いないのであります。併しなから理想と現実とは必ずしも一致しないのでございまして、通貨基金といいたしましては、戦後の過渡期について五年間なら五年間というものだけは為替管理を認めるといふようにしてございまして、為替管理を撤廃し得ない事情にございまして、従いましてすでに期限が来ております。従いまして、まあカナダ、その他一、二の例外はございまして、大部分の国が依然為替管理を續けておる実情にございまして、日本の場合におきまして、これは為替管理を撤廃し得ないという点は明らかでございまして、そのも日本の為替管理に国際通貨基金当局と打合せの上でございまして、何と申しますか、先ほど御指摘の自主性が失われて困るということは万々ないものと思つておられます。

○木村福八郎君 最後は先ほどの四條二項のほうはこれはいつ頃、この次の国会あたり……

○政府委員(石田正君) これは成るべく早く出すべきが至当だと思ひます。が、接収資金の問題につきましても非常にございまして、おきまして、相当の長い時日を要しなければはつきりしないのじやないかと思つて心配いたしております。それが落んでからということになりますので、次の国会というようにはつきりお約束することは困難だと思ひます。できるだけ早くやりたいというのが我々の希望でござい

○木村福八郎君 別々に出て来る……、

○政府委員(石田正君) 我々は否決されないような法案を出したいと思つておるのでございまして、まだ否決されるような法案を出してどうなるかというところは残念ながら考えておりません。御了承願ひたいと思ひます。

○木村福八郎君 それは僕はおかしいと思ふのだ。この法案が通るような情勢なら同時に出すべきじやないかと思ひます。若しそれが別々に出て来るといふところに僕はあれがあると思ふのですけれども、どうなんでしょうか。

○政府委員(石田正君) 大体法律はどのような内容は今申上げたつもりでござい

○小林政夫君 大分大きい問題が落んだので、国際通貨基金協定の第五條の第三号(b)ですね、「加盟国は、基金の許可がなければ、先物為替取引のための用意として保有する通貨を取得するために基金の資金を利用することができない。」この運用……

たしまして、そうして本当に必要であるかどうかということがわからないものをやるというところは避けようという趣旨になっております。従いましてそういうふうな感じが、このところに出て来ておるのでございまして、資金が、為替取引というのには要するに予約でございまして、予約の内容につきましましては、実は本当に不明確なものが多いのでございまして、従いましてそういうものにつきましましては、原則としてはそういうことはできないのだということが、いつかあるわけでありまして、そういうことと、現物、先物、双方合せてどうかと持つて行く、何だかわからんということでは困るという趣旨がここに謳はれておるのであります。

○小林政夫君 次の第七項(b)の(1)「増加額の半額にその年度内に自国の通貨準備に生じた増加額の半額を加えた額に相当する額」この意味ですね、この数字の意味はどういうところですか。

○政府委員(石田正君) これは国際通貨基金を無制限に利用しては困るというところが根本になつておるわけでありまして、国際通貨基金に対しては、通貨の、或る特定の通貨の供給を受けて、而も自分の国の外貨準備が殖えておるといふふうなことは困るわけでありまして、そのときに金をまあ平たい言葉で申して借りた、借りながら外貨準備が殖えておるとか、こういうふうなことは困るのではないかと。そこでこの第七項におきまして、その基金のほうから申しまして、そういうふうな国に対して規定されておるわけにございまして、加盟国は一遍買つても、一遍買

ますると、そうすると買戻さなければならぬ規定をするときに、どういふ算定方式を用いるかということがここにあるわけにございまして、その場合にこのところでは、基金から自国通貨を買戻すに當つては、自国の通貨準備のうちからその年度内に自国通貨保有額の半額と申しますのは、基金によつて平たい言葉で申しますれば借金した額、借金した額の半額と、それからして自分の通貨準備が殖えましたところの半額と、これを半分合せてその前の段階の場合にございまして、併し買つたものの中からは、その通貨準備のほうの準備のほうが減つておれば、減つたものだけ、平たい言葉で申しますれば、或る年度におきまして通貨基金から資金の供与を受けたならば、その半額は原則として買戻しなさい、併しその場合においてはお自国の通貨準備といたすものが殖えておる、外貨準備が殖えておるならば、殖えた分の半額だけ買戻しを殖やしなさい、通貨準備が減つておるならばその半額だけ減らしなさい、こういう規定だと思ひます。なぜこの規定を設けたかと言ひますと、これは基金協定を作るに當りまして、各国が話し合ひをした結果であるだけだと思ひます。私たちがいたしましては、どういふところから出たかといふことは、ちよつと申上げかねるわけでありまして。

○小林政夫君 どういうわけであつたかといふことを聞きたかつたわけでありまして、それで次の第六條の第一項の(a)、この原文を見て純計した基金の資金を利用することとなつておるのですが、純計したという、ネットとい

う言葉を使つておるのですね、原文は……

○政府委員(石田正君) これは加盟国がいろいろと外貨準備等が足りませんために、基金から資金供与を受けまして、そういう場合には、これを基金といふものの性格といたしまして、經常取引に關して供与するものであるといふことを原則としておるわけでありまして、基金といたしましては、資金を供与するに資本取引ではなくして、普通の取引である經常取引のために供与する建前になつておるわけでありまして、そこでそういうこととやるわけであり

○木村福八郎君 ちよつと技術的なことについて……今の金の国内の相場は幾らくらひですか。

○政府委員(石田正君) これは我々として四百一円なり、四百四円を基準とした相場があるべきだと思ひますが、ただ關取引の点をお聞きになつておるのだらうと思ひます。關取引の点につきましましては、これは五百円台ではないかといふ説もございまして、六百円台といふものもございまして、これ

は地域によりまして非常に違つておりまして、非常にそういう気配を我々は聞いてはおりますけれども、正確な、何と言いますか、一本でもございませぬようです、どのくらい力のあつたものは遺憾ながら捕捉したいという事情でございませぬ。

○木村八郎君 これは大体産金業者が売るといふような場合、こういうような相場ですか。

○政府委員(石田正君) そうではないと私は思つております。要するに私的に金を何と申しますか積んだりするとかする、そういうようなものでございまして、産金業者はそういうこととはしておらんはずでございませぬ。それが勢力を持つておるはずはない、かように考へておる次第でございませぬ。

○木村八郎君 それから一番最後の突施規定の所ですね、前各条に定めるものの外、この協定の履行のため必要な事項は、政令で定める、これはどういふようなことなんでしょうか。

○政府委員(石田正君) これは相手国のそれらの、こういう点はどうなつておるのか、ああいう点はどうなつておるのか、いろいろな手続の問題について聞いて来るのが多いと思つて、そういう場合に法律の、こういう法律に基いてやつておるといふ説明をしなければならぬ場合が多いと思つております。そういうふうなものを大体言つておるわけでありませぬ。

○油井賢太郎君 最後に一点だけ追加してお聞きしておきたいのですが、日本銀行から安く買上げる。今のところは政府の命令でやつておる。この第四條第二項で改めた処理をしたところ、その差額といふものは、結局上納

金として日本政府に又還元される、こういう結論になるようですが、そう解釈していいのですか。

○政府委員(石田正君) 大体さうに考へております。

○小林政夫君 この各国の基金に対する払込ですが、一々そろばんを當つて見たわけではないのですが、多少規定よりも少ない。その他これは私の前の二百億の予算審議のときに大分大蔵大臣とやつたのですが、二百億まで出さなくてもいいじゃないかというふうなお話もしたわけですが、いろいろ今度についてはいろいろお話もありました。各国の例が規定通りきちんとしておるかどうかが、多少内乱とか何とかが行つていない、そういう特別な協定の内容に書いてあるケースに当てはめて、当然払込額が払込まれておらないというケースもありましようが、その他のほうも若し理由のわからないこと、既定の払込額をしていない、というケースもあるようでございませぬが、その点はどうなつておるのか。

○政府委員(石田正君) これは国際通貨基金におけることとの措置として金の払込の問題だと思つてございませぬ。これは御承知の通りに、割当額の二五%か、或いは金ドルのオフインシャルな補保有額の一〇%、どちらか低いほう、こういうことになつておりますので、我々この間の事情がわかりませぬので、この表の上だけで見ますと、その点のはつきりいたしませんので、これは特殊な事情によつては、相当何と申しますか、日本に対して斟酌してもらへるのではないかと、特に日本は片

領下の事情があつて、いろいろ特殊な事情があるといふことは、よく向うにも話したわけでありませぬ。ところが向うはこの原則を曲げておられない。ただ新規の割当をいたします新規加入国の分につきましては、大体今申しました両方の基金を見まして、そうして結局割当額を幾ら、金払込額は幾らというふうにきめまして、これは何と申しますか、ネットのオフインシャル・ホールディングは明示しない慣習であるといふふうな我々は聞かされておりましたので、まあ各国がどれだけ金準備を持つて、それからして各国がどれだけドル準備をしておるか、その運搬資金等を除いたらどういふふうになるかという計算につきましては、遺憾ながら我々としてはわかりませぬが、そういう当局の説明を納得するより仕方がない。お前の困のほうの二五%のほうが一〇%よりも少ないのだという、こういうことで止むを得んかと考へております。

○小林政夫君 こういうオフインシャルな保有量といふのは具体的にどういふことですか。

○政府委員(石田正君) 大体国が持つておるもの、これはその中に入りませぬ。国といたしましては、これはいろいろ勘定に分れておる場合も多いと思つてございませぬ。大蔵省が持つておるといふこともございませぬし、平衡交付金を持つておるといふこともございませぬし、或いは為替局といふものが持つておることもありませぬ。併し国が持つておるものはみんなこれに入りませぬ。そのほか中央金庫が持つておるもの、これは大体入れられております。それからいわゆる為替銀行といふふうなものがありませぬが、それが持つておるものは大体運搬資金として必要な額を

除きましたものを計算いたしましたして、それをオフインシャル・ホールディングの中に入れておるといふような実情であらうかと思つております。

○委員(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですが、質疑は終了したものと認めて差支へございませぬか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないと思つておられます。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○木村八郎君 私は本法案に反対いたします。

反対の理由はこれまで政府委員の説明をよく聞きましたが、今差當つてどうしてもこの際に入らなければならぬという積極的な理由がどうしても見当たらないのです。それで早く加入して何か金を借りられるとか、そのためにどうしても、今非常にこの法案を上げるのを急がれておられますが、そんなに急いで加入しなければならぬという積極的な理由が認められない。ただそれから金を現送したりその手続の点で早く上げなければならぬ、こういうふうな言われておるのですが、何ら積極的理由が見当たらない。むしろこれに加入すれば日本は非常に今度は制約を受けられるのです。その義務のほうが大きいのであつて、もつとこれは慎重に考へて行くべきではないかと思つておられます。入ること自体に、私は何らそのことが悪いといふものはないのですが、こういうふうな法案の形で入ることに私は賛成できないです。

それから第二の反対理由は、この第四條ですが、今後日銀から安く買上げた金です、それを再評価した場合そ

の差額です。これの補償の問題ですが、それは別に法律で定めるところによつて処理するものとする、この法律の内容が何らわかつていないのです。何ら示されておられません。一応その説明はされましたが、併しどういふ具体的内容になつて来るのかわからないのです。その法律がわからないので、我々若しかその処理の方法に對して、仕方について我々が反対であつた場合には、これに賛成してどうなるか、我々はそういう矛盾なことはできないです。こんな不備な法案を出して、それからさつきお話を聞きますと、実に無理をしておる、もう出資を二百億の範囲にとどめようとして非常に無理をしてこの法案を出されておられますが、そんなに無理をして今この際どうしても入らなければならぬ私は必要はないと思つておられます。そういう意味で私は本法案に反対いたします。

○油井賢太郎君 私はこの法律に賛成するものであります。ただし第四條に規定してありますところの日本銀行から買上げたいわゆる金地金に対する差金、これは将来政府が予算措置上当然歳入として見て来るものといふことは質問の間ではつきりしたのですが、そういうたつたやうな財政処置といふものがとれること自体が、今までの予算といふものに關連した原則からいふと多少変更だと思つておられます。併し今回の場合は、これは止むを得ない措置と思つておられますが、そういうことを前提として考へますとき、いわゆる法案といふものに対して、予算措置がとれないからこれはやれませぬといふような言ひがかりはこれで以て一応解消したといふふうにも我々は考へられる

のであります。そういう点から見ても、将来政府においては予算措置ということを含め、必要に応じては臨機の処置をとるということも将来において考えてもいいことだと思ふのであります。

それから次に国際復興開発銀行への加盟の点であります。現在では成るほど日本の状態から申しますと、今すぐ借入することは困難かも知れませんが、将来必要に応じて或る程度の借入が順になされるということの準備をしておくのは必要だと思ふのであります。その借入につきましては、本当に日本の産業の発展のために役立つような事業にこの開発銀行の融資というものを活用するということを含めて置いて、できるだけ将来の日本産業開発のために資するような意味から、その場に当つてではなく、今からよく検討されるということに特に附加して置いて賛成したいと思ふます。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めて差支えございませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議がないものと認めます。それではこれより採決に入ります。国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(平沼彌太郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。  
なお諸般の手續は、前例により委員

長に御一任を願います。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- 黒田 英雄 西川甚五郎
- 溝淵 春次 油井賢太郎
- 岡崎 眞一 森 八三一
- 田村 文吉 小林 政夫
- 下條 恭兵 木内 四郎
- 大矢半次郎 大野 幸一

○委員長(平沼彌太郎君) なお国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案について厚生委員会との連合委員会が明日午前十時から開かれますから一つ御出席を願います。本日の委員会はこれを以て閉会いたします。

午後三時三十七分散会

六月七日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月九日)